

「福祉有償運送運転者(代替)講習会」出張開催のご案内

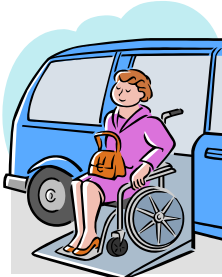
晩秋の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件について、福祉有償運送の講習会参加義務が法制化されたことで、離島や講習会が受けられない地域やグループで受講したい等色々問題や要望を抱えている地域も出てまいりました。我々特定非営利活動法人にこにこプラットホームでは、そういう地域を対象に、一定人数がまとまれば出前講座を開催することといたしました。つきましては、それぞれの地域で取りまとめをいただき、講習会参加人数を10人以上ぐらいまとめていただき、その地域で講習会を開催できるようにいたしたいと存じますので、ご検討の程よろしく願いいたします。

NPO 法人にこにこプラットホーム 理事長 鹿毛哲也

記

1. 日 時・・・相談に応じますが、土曜と日曜が基本となります。朝の8時半受付開始ぐらいで5時前後に終了予定です。(受講者10人ぐらいで)
2. 開催最低履行人員・・・10人以上20人ぐらいまで(あまり多いと二日にまたがることもあります。少ない場合も、相談に応じます。講習例・・・事業所でまとめて、離島でまとめて、グループでまとめて講習)
3. 開催場所・・・代表の方と打ち合わせを行います。参考ですが、代表の方の施設や、公民館などが今までの実施場所となりました。また、実地講習ができる場所(車いす及び車の構造などが講習できる場所)が必要です。
4. 受講料・・・代替(セダン)講習・・・8000円/人 OR 一般講習・・・15,000円/人+テキスト代1,500円+送料100~500円程度(注意:当日の欠席及び振込入金後の返金は、致しかねますのでご注意ください。)
5. その他の費用・・・講師等3人の旅費、食事、泊まりの場合(人数が多い場合)は宿泊費が必要になります。
6. 講習会当日受講者必需品・・・筆記用具、動ける服装、テキスト(こちらで事前に購入し講習会当日に料金と引き換えに配布します。)、昼食等、事故等に備えての保険(一切の責任は負いかねます。)
7. 講習会当日代表者の方で準備願うもの・・・講習会会場(人数が収容できる場所)実地講習、実地会場、20分の車の運転のコース、福祉軽車両2台、車椅子2台から4台、受講者に弁当が必要なら弁当の用意
8. 申 込・・・特定非営利活動法人にこにこプラットホーム 事務局宛、①事業所名②担当者名③研修を行いたい時期④わかれば概略の人数④連絡先電話番号⑤FAX番号 を記入の上 FAX して下さい。



問い合わせ先
福岡県朝倉市馬田1955番地1
NPO 法人にこにこプラットホーム
理事長 鹿毛 哲也
Tel.0946-24-2507 FAX0946-24-2596
E-Mail:banbi_ceo@ybb.ne.jp

福祉有償運送運転者講習会とは

特定非営利活動法人にここプラットフォームが行う福祉有償運送運転者講習は、安全運転や交通事故対策について、訪問介護の移動支援事業者として長年にわたり培ってきたノウハウを注ぎ込んだ内容となっております。この研修会は受講修了後、国土交通省・福祉有償運送運転者講習の修了証が発行されます。※セダン等運転者講習も含まれます。

平成 18 年の道路運送法改定によって福祉有償移動サービス（法第 79 条に基づく自家用有償旅客運送）が認められました。法第 79 条では、運転者は国土交通大臣の認定する講習を受ける事が義務付けられた為、特定非営利活動法人にここプラットフォームでは国土交通省の認定を受け福祉有償運送運転者講習（セダン等含む）を随時開催しております。この講習は、NPO 団体などによる有償での福祉移動サービスや訪問介護事業者が行う要介護者等の送迎サービスに従事するヘルパーさん及び障がい者・児自立支援事業所の方々は 2 種免許が必要ですが、法改正によりドライバーの二種免許に替わる資格として扱われます。この講習受講者の声からは「今までは普通に運転をしていたが、改めて人を乗せて運転する怖さを再確認できた」「運転に対する意識を変えなくてはいけないと感じた」「”予測運転”という危険回避の大切さを感じた」「目視の必要性を再認識した」など多数の貴重な意見を頂きました。今までの運転の意識や認識ではいけない…と感じる方が多い結果となっております。

一方、施設介護事業者が行う要介護者等の送迎輸送（デイサービス・ショートステイ等、介護保険施設への送迎）については、自家用輸送として法第 79 条に基づく登録は義務付けられていません。しかし通達では、送迎専門の事業者への業務委託が望ましいと示していますが実態としては施設職員が送迎車を運転している現状が有ります。数は多くはありませんが、デイサービスの送迎中に運転者を含め利用者が死傷する交通事故が発生しています。事業者に禁錮三年の判決が出た事例も有ります。介護事業者にとって送迎時の事故予防対策は必須と考えます。上記の様な状況をふまえ、施設従事者向けにもこの福祉有償運送運転者講習プログラムの提供を実施したいと考えます。

i(有償運送)

第 78 条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

1. 災害のため緊急を要するとき。
2. 市町村(特別区を含む。以下この号において同じ。)、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。
3. 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

【則】第 48 条、第 49 条、第 50 条

《全改》平 18 法 040

(登録)

第 79 条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

詳しくは講習会ホームページ <http://nikopura.web.fc2.com/interest.htm> をご覧ください。

